

16201

富山県

富山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、高度技術等を活用したものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食品・飲料製造関連産業、物流関連産業) ③当該新增設に対し地域経済牽引事業計画の富山県知事の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合 ※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。	・特定業務施設における常用雇用者 10 人(中小企業者5人)以上 ・特定業務施設において増加させる雇用者 10 人(中小企業者5人)以上 ※①の場合増加させる雇用者の過半数が東京 23 区からの転勤者であること。	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富山市商工業振興条例	H17.4	○製造業、旧頭脳立地法 16 業種、貨物運送業、倉庫業、卸売業を営む商工業者で、新設工場(市長特認) (1)用地取得面積 3,000 m ² 超 (2)用地取得後3年以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用5人以上	用地取得助成金 ○用地取得価格×25% (3,000 m ² 超～30,000 m ² 未満) ○用地取得価格×15% (30,000 m ² ～50,000 m ² 未満) ○用地取得価格×10% (50,000 m ² 以上)

		<p>(4)工場敷地内に緑化等の環境整備計画を有する</p> <p>(5)公害発生防止の措置計画を有する</p> <p>(6)地域の振興上適当と認められる</p>	○限度額 1億円
		<p>(福利厚生施設建設助成金)</p> <p>○従業員のための福利厚生施設を新設又は増設する者</p> <p>(緑化推進助成金)</p> <p>○工場等の敷地面積の 10%以上の緑化を行う者</p> <p>(消融雪装置設置助成金)</p> <p>○原材料及び製品の搬出入路に消融雪装置を設置すること</p> <p>○排水について適正に処理されること</p>	<p>用地取得助成金以外の助成金</p> <p>○工事費×30%以内</p> <p>○限度額 700 万円</p>
富山市商工業振興条例	H17.4	<p>○新設・移設</p> <p>投下固定資本額2億円以上 (中小企業 2,500 万円以上)</p> <p>○増設</p> <p>投下固定資本額1億円以上 (中小企業 1,000 万円以上)</p> <p>○生産拡大を目的とする設備投資(製造業に限る)</p> <p>投下固定資本額 5,000 万円以上 (中小企業 500 万円以上)</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>○固定資産税の範囲内(初年度のみ)</p>
	H17.4 (規則において追加) (改正 R1.7) (改正 R2.4)	○富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること	<p>用地・建物・設備取得助成金</p> <p>○工場等の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内(製造業にあつては 10%以内)(うち県助成 1/2)</p> <p>ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする</p> <p>○限度額</p> <p>(1)取得に要する経費が 5 億円(デザイン業にあつては 1 億円)以上で新規雇用者数が 10 人(製造業の場合にあつては 20 人、デザイン業にあつては5人)以上の場合 1 億円(製造業にあつては2億円)</p> <p>(2)取得に要する経費が 50 億円以上で新規雇用者</p>

			<p>数が 10 人(製造業の場合にあつては 20 人)以上の 場合又は取得に要する経費が5億円以上で新規雇 用者数が 60 人以上の場合 2.5 億円(製造業にあつ ては5億円)</p> <p>(3)取得に要する経費が 100 億円以上で新規雇用者 数が 100 人以上で産業構造の高度化に資すると市 長が認める業種である場合 15 億円(製造業にあつ ては 30 億円)</p> <p>(取得に要する経費が 100 億円までの部分は当該経 費の 10%以内、100 億円を超える部分は当該経費の 2%以内の額とする)</p> <p>○雇用要件について、新規雇用者に新たに県外か ら転入する従業者が含まれる場合、新設又は移設の 場合にあつては当該従業者1人につき 1.5 人として、 増設の場合にあつては当該従業者1人につき2人と して算定する。</p> <p>○富山県企業立地助成金交付要綱に規定する先端 産業立地奨励事業に該当するものについては、前項 の額に、取得に要する経費の 10%以内の額(限度額 10 億円)を加算する</p> <p>○市内の中小企業者が製造業の新分野へ進出する ための設備を取得する場合「新分野進出設備取得 助成金」と同内容の助成金を加算</p>
	(改正 H27.10)	<p>○投下固定資本総額が5億円以上</p> <p>○新規雇用5人(製造業以外3人)以上</p>	<p>企業立地拡充助成金</p> <p>○工場等の新設・移設又は増設に係る用地、建物、 設備の取得に要する経費の5%以内(製造業以外 2.5%)</p> <p>○限度額 1億円(製造業以外 5,000 万円)</p>
富山市雇用 創出企業立 地助成金交 付要綱	H15.4 (改正 H27.10)	<p>○工場等又は本社機能等の新增設、又 は生産拡大を目的とする設備投資に伴 い、新規雇用者数が 10 人以上になる場 合</p> <p>○本社機能等の新增設の場合は平成 27 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 までに操業したものに限る。</p> <p>※本社機能等:経営意志決定、経営資 源管理(総務、経理、人事)、各種業務</p>	<p>助成金</p> <p>○新規雇用者数に 50 万円を乗じた額を助成金額と して交付する</p> <p>○5年間の均等分割交付(1人あたり 10 万円×5年 間)</p> <p>(限度額1億円、1年間 2,000 万円)</p> <p>○上記に加え、県外からの転勤等の新規雇用者数 に 25 万円を乗じた額を上乗せして交付する。</p> <p>○5年間の均等分割交付(1人あたり5万円×5年間)</p>

		総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。	(限度額 5,000 万円、1年間 1,000 万円) ○平成 27 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに操業したものに限り。
富山市企業団地等用地賃借料助成金交付要綱	H16.4	○市が指定する企業団地等において事業用定期借地により借地し、操業開始後 1 年以内に 10 人以上の常用労働者を有し、かつ新規雇用者数が5人以上となること	助成金 ○用地賃借料×1/2×3年間
富山市物流業務施設立地助成金交付要綱	H23.1	○富山県物流業務施設立地助成金交付要綱の適用を受けていること	○物流業務施設の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内(うち県助成 1/2) ○限度額 1億円 ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする
民間研究所立地助成金交付要綱	H24.3 (改正 H27.10)	○操業開始前後1年間に、新たに雇用される市内在住者が3人以上の場合 ○平成 27 年 10 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までに操業したものに限り。	○(1)自然科学研究所の新設・増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費に下記区分による助成率を乗じたもの。 市内在住新規雇用研究者数 3～9人:15%(限度額1億円) 10～29人:15%(限度額1.5億円) 30人以上:20%(限度額2億円) ○(2)自然科学研究所の新設・増設に係る用地、建物、設備の取得に要する金融機関からの借入金の前年度末借入金残高の1% 助成期間:5年間 対象借入金限度額 20 億円
新分野進出設備取得助成金交付要綱	H24.3	○投下固定資本総額 1,000 万円以上	○市内の中小企業者が製造業の新分野へ進出するための設備の取得に要する経費の 30%以内 ○限度額 3,000 万円
富山市中小企業集中投資促進助成金	H25.12 (改正 H28.4)	中小企業者であること 投下固定資本額1億円以上(消費税相当額を除く)であること 富山市内に設置する設備であること ○設備の引渡ししが令和 3 年 6 月 5 日ま	助成金 ○設備の更新に要する経費(消費税相当額及び更新前の設備の撤去、廃止等に要する経費を除く。ただし、更新前の設備の有償譲渡を伴う場合における設備の更新に要する経費は、当該譲渡に係る額を

		でに完了したものが対象。	差し引いた額とする)の10%以内 ○限度額 3,000 万円
富山市空き工場等大規模修繕助成金交付要綱	H27.3	○中小企業者等であること ○空き工場用地活用促進事業によるマッチングサイトを活用した空き工場等及び助成対象償却資産の修繕に要した経費が 500 万円以上	○対象経費の10%以内の額 ○限度額 500 万円
本社機能等立地賃借料助成金交付要綱	H27.10	○県外から市内都心地区への本社機能等移転 ○新規雇用 20 人以上 ○事業所面積 200 ㎡以上 ○平成 27 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに操業したものに限る。	○建物 賃料の 50%×3年間 ○限度額 3,600 万円(100 万円 /月)
本社機能等立地促進助成金交付要綱	H27.10	○県外からの本社機能等移転 ○新規雇用5人以上 ○投下固定資産 5,000 万円以上	○取得に要する経費の 10 % ○限度額5億円
航空機産業支援助成金交付要綱	H29.4	○中小企業者等であること	○(1)航空機産業における人材育成に要する経費の 2/3 ○(2)航空機メーカー等が求める試作品製造に要する経費の 1/2 ○(3)JISQ9100O 及び Nadcap の新規取得に要する経費の 1/3 ○限度額(1)500 万円(2)500 万円(3)150 万円

16202

富山県

高岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の免除】 ①土地、建物、構築物の合計取得価額10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、高度技術等を活用したものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業) ③当該新增設について地域経済牽引事業計画を策定し、富山県知事の承認をうけた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法に基づく固定資産税の軽減】 ①土地、建物、構築物、機械装置の合計取得額3,800(中小企業は1,900) ②当該施設について地方拠点強化地域特別業務施設整備計画を策定し、富山県知事の認定をうけた者	—	移転型(東京23区からの移転) 拡充型(移転型以外) 1年目:0.14% 2年目:0.467% 3年目:0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高岡市産業集積促進条例	H17.11 H18.6 改正	【立地助成金(市単独)】 ○製造業、旧頭脳立地法に規定する16業種 ○工場等又は産業業務施設を新設し、又は	○投下固定資産額の5%。ただし、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内における新設にあ

H20.12 改正	増設した者(富山県企業立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)	つては当該投下固定資産額の5%を加算する ○限度額1億円。ただし、特定団地における新設にあつては2億円とする
H21.4 改正	○土地取得後3年以内に操業	
H23.1 改正	○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(中小企業3人以上)	
H24.3 改正	○投下固定資産額5億円以上 (特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内の新設は1億円以上)	
H26.3 改正	○本社機能を有する事業所、研究所、研修所を新設し、又は増設した者(富山県企業立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)	○投下固定資産額の5%。ただし、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内における新設にあつては当該投下固定資産額の5%を加算する。
H27.9 改正	○土地取得後3年以内に操業	○限度額1億円。ただし、特定団地における新設にあつては2億円とする。
H28.3 改正	○操業開始後1年以内に新規雇用者5人以上	
H28.4 改正	○投下固定資産額5千万円以上	
H30.3 改正	【立地助成金(県間接)】 富山県企業立地助成金交付要綱に適合していること	○次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額。ただし、特定団地における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)にあつては当該固定資産額の5%を加算する ＜製造業の場合＞ (1) 100億円以下 10% (2) 100億円超 2% ＜非製造業の場合＞ (1) 100億円以下 7.5% (特認又は大規模特認にあつては5%) (2) 100億円超 1% ＜本社機能施設の場合＞ 投下固定資産額の10% ○限度額は次に掲げる業種の区分に応じた額 ＜製造業の場合＞ 2億円。ただし、特定団地内における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)にあつては3億円、特認にあつては5億円、大規模特認にあつては30億円とする。 ＜非製造業の場合＞
H31.3 改正		

		<p>1億5千万円。ただし特定団地内における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)、特認にあつては2億5千万円、大規模特認にあつては、15億円とする</p> <p><本社機能施設の場合></p> <p>5億円。ただし、特定団地における新設(特認を除く。以下この欄において同じ。)あつては6億円、特認にあつては30億円とする。</p> <p>※「特認」とは、投資規模が大きいもの又は雇用効果が大きいものとして市長が認めるものをいい、「大規模特認」とは、投資規模及び雇用効果が特に大きく、かつ、産業構造の高度化に資すると市長が認めるものをいう</p> <p>※製造業及び非製造業ともに通算限度額は、特定団地に係る加算分を除き10億円(大規模特認に該当する場合又は立地助成金と先端産業助成金を合わせて交付する場合は、50億円)とする</p> <p>(1) 操業開始後1年以内に新規雇用従業者が20人以上(中小企業にあつては、6人以上)となること。ただし、産業業務施設を設置する者に賃貸することを目的とする建物を取得した者にあつては、この限りではない。</p> <p>(2) 投下固定資産が2億円以上であること。</p>
	<p>【先端産業立地助成金】</p> <p>富山県企業立地助成金交付要綱に適合していること</p>	<p>○投下固定資産額の10%</p> <p>○限度額10億円</p> <p>○通算限度額は、立地助成金(県助成要件に適合するものに限り、特定団地に係る加算分を除く。)と合わせて50億円とする</p>
	<p>【物流業務施設立地助成金(市単独)】</p> <p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業</p> <p>○物流業務施設を新設し、又は増設した者(富山県物流業務施設立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)</p> <p>○土地取得後3年以内に操業</p> <p>○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(中小企業3人以上)</p>	<p>○投下固定資産額の5%。ただし、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)及び港湾用地(伏木富山港伏木地区のうち、外港港湾関連用地及び外港危険物取扱施設用地)内における新設にあつては、10%とする</p> <p>○限度額1億円。ただし、特定団地及び港湾用地内における新設にあつては、2億円とする</p>

	<p>○投下固定資産額5億円以上 (特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地) 内の新設は1億円以上)</p>	
	<p>【物流業務施設立地助成金(県間接)】 富山県物流業務施設立地助成金交付要綱 に適合していること</p>	<p>○投下固定資産額の7.5%。ただし、特定団地及 び港湾用地内における新設にあつては、12.5%と する ○限度額1億5千万円。ただし、特定団地及び港 湾用地内における新設にあつては、2億5千万円と する</p>
	<p>【雇用奨励助成金】 ○立地助成金(市単独)及び物流業務施設 立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等、産業業務施設又は物流業務施設 を新設し、又は増設した者 ○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以 上 ただし、本社機能移転の場合、新規雇用者 50人(製造業の場合30人)以上</p>	<p>○市内に住所を有する新規雇用者1人につき50万 円 ○限度額1億円</p>
	<p>【公共的施設整備】 ○立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等の新設 ○土地取得後3年以内に操業 ○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以 上(中小企業3人以上) ただし、本社機能移転の場合、新規雇用者 50人(製造業の場合30人)以上 ○投下固定資産額1億円以上</p>	<p>○工場等の床面積1㎡当たり3,000円(中小企業 3,600円) ○限度額3,000万円</p>
	<p>○立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等の新設(上記以外)又は増設 ○投下固定資産額5,000万円以上</p>	<p>○工場等の床面積1㎡当たり2,000円(中小企業 2,400円)。ただし、設備等のみを設置した場合は、 投下固定資産額の1%とする ○限度額2,000万円。ただし、設備等のみを設置し た場合は、300万円とする</p>
	<p>○立地助成金(市単独)の対象業種 ○集団化施設を設置した場合</p>	<p>○集団化施設に必要な土地、建物その他市長が 認めるものの費用の3% ○限度額3,000万円</p>
	<p>【地域経済牽引事業助成金(市単独)】</p>	

		<p>(通常型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)の対象業種 ○投下固定資産額1億円以上(中小企業5,000万円以上) ○富山県知事が承認した地域経済牽引業計画に基づき取得した固定資産であること <p>(先端設備取得型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)及び物流業務施設立地助成金の対象業種 ○投下固定資産額5,000万円以上 ○計画に基づく償却資産の取得と連動する設備投資であること。 <p>(事業承継支援型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)の対象業種 ○投下固定資産額3,000万円以上 ○代表者が交代する事業承継に併せた設備投資であること。 	<p>(通常型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の1.5% ○限度額5,000万円 <p>(先端設備取得型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の1.5% ○限度額500万円 <p>(事業承継支援型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の1.5% ○限度額500万円
--	--	---	---

〈融資〉

条例名	制定年月	対象者の要件	融資内容		
			融資対象事業等	融資条件	限度額
高岡市中小企業事業資金あっせん融資規則(設備投資支援資金)	H24.4 H25.4 H30.4 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者で引き続き1年以上同一事業を営んでいる者 ○市内に住所又は主たる事業所を有する者 ○市税を完納している者 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費100万円以上 ○店舗、工場、事務所等の新築、改築等又は営業設備、機械設備の設置、更新などを市内で行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○利率1.8%以内 ○貸付期間10年以内(うち据置1年以内) ○保証料率0.35%～1.05%(市が全額補給) 	○5,000万円(土地・建物取得の場合は1億円)
高岡市中小企業事業資金あっせん融資規則(市内進出支援資金)	H28.3 H29.3 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者で引き続き1年以上事業を営んでいる者。 ○市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること。若しくは、市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後1年以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○設備資金・運転資金 ※いずれも高岡市内の事業にあてること 	<ul style="list-style-type: none"> ○利率1.5%以内 ○貸付期間は設備資金10年以内、運転資金6年以内(いずれも据置期間1年以内) ○保証料率0.35%～1.05% 	○5,000万円。ただし、運転資金は2,000万円

		○当該資金の対象となる事業に 関して、市内に建物若しくは土地 を取得している又は取得する予定 があること。		(市が全額補給)	
--	--	--	--	----------	--

16204

富山県

魚津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連産業、高度技術等を活用したもののづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認をうけた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める集積区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合 ※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。	・特定業務施設における常用雇用者5人(中小企業者2人)以上 ・特定業務施設において増加させる雇用者5人(中小企業者2人)以上 ※①の場合増加させる雇用者の過半数が東京 23 区からの転勤者であること。	不均一課税	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、旧モデル比で年平均1%以上向上すること。 【設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ・機械装置(160 万円以上/10 年以内) ・測定工具及び検査工具(30 万円以上/5年以	—	課税免除	固定資産税	H30.6～ H33.3

内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物付属設備(60万円以上/14年以内)				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
魚津市商工業振興条例	S58.1	企業立地助成金	
	H23.4	○工場新設の場合の用地・建物・設備取得経費及び電気料金等	
	改正	○工場増設の場合の建物・設備取得経費及び増設に伴い必要となる用地取得経費	
	H27.12	○県外から市内へ本社機能施設を移転する場合の用地・建物・設備取得経費及び電気料金等	
	改正		
	H28.3	1-1. 用地等取得助成(工場等)	○投下固定資産額 100億円以上 投下固定資産額 100億円以下の部分
改正	①特認事業	製造業 取得費の10% その他 取得費の5%	
H30.6	新規従業員数 100人以上	投下固定資産額 100億円超の部分	
改正		製造業 取得費の2% その他 取得費の1%	
R02.3		○限度額 製造業 30億円 その他 15億円	
改正		○投下固定資産額 50億円以上 製造業 取得費の10% その他 取得費の5%	
		○限度額 製造業 5億円 その他 2.5億円	
		③新規従業員数 製造業 20人以上 (増設の場合は 30人以上) その他 10人以上 (増設の場合は 15人以上) ※新規従業員が県外から転入する場合、工場新設にあつては従業員1人につき 1.5人、工場増設にあつては従業員1人につき2人として算出	○投下固定資産額5億円以上 (増設の場合は 15億円以上) 製造業 取得費の10% その他 取得費の5%
		○限度額 製造業 2億円 その他 1億円	
		④新規従業員数 製造業 10人以上	○投下固定資産額 製造業 1億円以上

	<p>その他5人以上</p> <p>※新規従業員が県外から転入する場合、工場新設にあつては従業員1人につき1.5人、工場増設にあつては従業員1人につき2人として算出</p>	<p>その他 3,000万円以上</p> <p>製造業 取得費の10%</p> <p>その他 取得費の5%</p> <p>○限度額</p> <p>製造業 3,000万円</p> <p>その他 1,000万円</p>
	<p>1-2. 用地等取得助成(本社機能施設等)</p> <p>①特認事業</p> <p>新規従業員数 60人以上</p>	<p>○投下固定資産額 100億円以上</p> <p>投下固定資産額 100億円以下の部分</p> <p>取得費の10%</p> <p>投下固定資産額 100億円超の部分</p> <p>取得費の2%</p> <p>○限度額 30億円</p>
	<p>②新規従業員数5人以上</p>	<p>○投下固定資産額 5,000万円以上</p> <p>取得費の10%</p> <p>○限度額 5億円</p>
	<p>2. 電気料等助成</p> <p>①製造業</p> <p>新規従業員数 10人以上</p> <p>②その他</p> <p>新規従業員数5人以上</p>	<p>○投下固定資産額 3,000万円以上</p> <p>電気料料金の1/4相当額を5年間</p> <p>○限度額 1工場年間 500万円</p> <p>(ただし、契約電力 1,500kw 以上の場合1工場等年間 1,000万円)</p>
	<p>3. 借地助成</p> <p>①製造業</p> <p>新規従業員数 10人以上</p> <p>②その他</p> <p>新規従業員数5人以上</p>	<p>○投下固定資産額 3,000万円以上</p> <p>土地・建物の賃借料の40%、3年間</p> <p>○限度額 1工場等年間 300万円</p>
	<p>4. 山村地域立地助成</p> <p>①新設又は増設又は設備の設置</p> <p>②投資額 1,000万円以上かつ新規雇用 3人以上</p>	<p>○投下固定資産額の10%</p> <p>○限度額</p> <p>1工場等について 1,000万円</p> <p>1工場敷地について 2,000万円</p>
	<p>5. 見学・体験施設等助成</p> <p>①新設又は増設</p> <p>②建物及び償却資産の取得額 5,000万円以上</p>	<p>○建物及び償却資産の取得額の1/3</p> <p>○限度額 2,000万円</p>
	<p>○廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設、緑地、池等の環境施設整備費</p> <p>○消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に対応する施設、設備及び機器の経費</p>	<p>工場環境整備助成金</p> <p>○投下固定資産額1億円以上</p> <p>整備費の2/3又は新規雇用者1人につき20万円のいずれかの低い額</p> <p>○限度額 1工場等 6,000万円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・新設 新規従業員数 20 人以上 ・増設 新規従業員数 60 人以上 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○物流業務施設新設又は増設の場合の用地及び減価償却資産の取得経費 ・新設 新規従業員数 10 人以上 ・増設 新規従業員数 15 人以上 	<p>物流業務施設立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額5億円以上 (増設の場合は 15 億円以上) 取得費の5% ○限度額 1億円
		<ul style="list-style-type: none"> ○国際標準化機構規格の認証取得 	<p>国際標準化機構規格認証取得支援事業助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査登録機関に支払った経費の 25% ○限度額 50 万円
魚津市サテライト オフィス設置促進 助成金交付要綱	H30. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○県外企業が市内にオフィス(1人以上の従業員を配置)を新設すること。 ・対象業種: 製造業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、広告業、デザイン業、コールセンター業等 	<ul style="list-style-type: none"> ○開設費: 補助率 30%、上限 100 万円 ○運営費: 補助率 30%、上限 10 万円/月 ※運営費は最長 24 ヶ月
魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱	R02. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額5千万円以上で市内在住者の従業員が5人以上増加すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員1人につき 50 万円、上限 500 万円

16205

富山県

氷見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 20,000(一部業種については5,000) ②富山県企業立地促進計画に定める指定業種（環境・エネルギー関連産業、ものづくり関連産業、医薬・バイオ・健康生活関連産業、情報サービス関連産業又は物流関連産業） ③当該新增設に対し富山県知事の企業立地計画の承認をうけた者（対象地域：富山県企業立地促進計画で定める集積区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①新設又は増設にかかる製造・旅館業用設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額 500～2,000(事業者の資本金規模に応じて設定) ②土地については一定の要件を満たせば可(対象地域：半島振興地域(氷見市全域))	—	不均一課税 (軽減)	固定資産税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法 ①製造業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿業を除く)の用に供する設備であること。 ②一の事業年度において、設備の取得価額の合計額が、2,700万円を超えるものであること。 平成29年4月1日以降において、新設又は増設した設備であること。	—	課税免除 1. 家屋 直接事業の用に供するもの (製造業の場合、事務所倉庫等を除く。旅館業の場合、従業員宿舍等を除く) 2. 償却資産 直接事業の用に供する機械及び設備 3. 土地 取得の翌日から起算して1年以	固定資産税	3年間

		内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該家屋の建設部分のみ		
--	--	---	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
氷見市商工業振興 条例及び同施行規 則	H17.3 規則	○商工業者が、工場等を新設、増設又は移設したとき	企業立地助成金 ○投下固定資産額の5%（新設で新規雇用者数が10人以上の場合10%） ○限度額 2,500万円（新規雇用者数が10人以上の場合は5,000万円、増設又は移設の場合で新規雇用者数が20人以上の場合は1億円）
	H18.3 H20.3 H21.3 H22.9 H22.12 H26.6 一部改正	1. (1) 富山県企業立地助成金交付要綱（以下「県企業立地要綱」という。）が適用されないこと (2) 富山県物流業務施設立地助成金交付要綱（以下「県物流業務施設立地要綱」という。）が適用されないこと (3) 新規雇用者数が10人以上（中小企業者においては、5人以上） (4) 投下固定資産額が1億円以上 (5) 卸売業及び小売業を除く 2. (1) 県企業立地要綱の適用があること (2) 新規雇用者数が市長が定める人数以上であること	【製造業の場合】 ○投下固定資産額の10%（ただし100億円を超える額については2%） ○限度額 2億円（市長が特に必要と認める場合は5億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資するものと認める場合は30億円） 【製造業以外の場合】 ○投下固定資産額の5%（ただし100億円を超える額については1%） ○限度額 1億円（市長が特に必要と認める場合は2.5億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資するものと認める場合は15億円）

		<p>3. (1) 県物流業務施設立地要綱の適用があること</p> <p>(2) 新規雇用者数が市長が定める人数以上であること</p>	<p>○投下固定資産額の5%(ただし 100億円を超える額については1%)</p> <p>○限度額 1億円</p>
		<p>○情報関連企業、デザイン業等が賃借により市内で事務所を新設する場合</p> <p>ただし、氷見市小規模企業団地内における新設を除く</p> <p>・新規雇用者数5人以上</p>	<p>事業所賃借料助成金</p> <p>○賃借料の 50%</p> <p>○助成期間 3年間</p> <p>○限度額 月額 50 万円</p>
		<p>○製造業を営む者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、工業用に上水道を使用することとなった場合</p> <p>(1) 製造業で、かつ、事業の用に供するものに限る</p> <p>(2) 月使用水量が 2,000 m³以上で、かつ年間の使用水量が 24,000 m³以上</p>	<p>水道料金助成金</p> <p>○年間使用量</p> <p>・24,000～36,000 m³の場合 月使用料金の 30%</p> <p>・36,000 m³を超える場合 月使用料金の 50%</p> <p>○助成期間 操業開始後5年間</p> <p>○限度額 月額 50 万円</p> <p>ただし、同一企業が、市内で2以上の工場等を操業する場合は、その使用水量の合計</p>
		<p>○商工業者が、工場等の敷地面積の 10%以上の緑地を設置したとき</p> <p>ただし、用地の取得に係る経費を除く</p>	<p>緑化推進助成金</p> <p>○工事価格の 30%</p> <p>○限度額 700 万円</p> <p>ただし、県企業立地要綱が適用される場合は、市長が定める額</p>
		<p>○商工業者が工場等の敷地内の道路に、融雪装置を設置したとき</p>	<p>融雪装置設置助成金</p> <p>○工事価格の 30%</p> <p>○限度額 700 万円</p> <p>ただし、県企業立地要綱が適用される場合は、市長が定める額</p>
		<p>○商工業者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、公害防止等に必要設備を整備したとき</p> <p>ただし、用地の取得に係る経費を除く</p>	<p>公害防止施設等整備助成金</p> <p>○工事価格の 20%</p> <p>○限度額 1,000 万円</p> <p>ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない</p>
		<p>○商工業者が、その従業員の福利厚生施設を新設又は増設したとき</p>	<p>福利厚生施設設置助成金</p> <p>○工事価格の5%</p>

	<p>ただし、建物内部の一部改修での設置は適用しない</p> <p>・延べ床面積が 150 m²超</p>	<p>○限度額 500 万円</p>
	<p>○特殊技術に関する資格又は免許を取得するための研修会等への派遣</p> <p>○中小企業者が他の研修機関が行う技術研修等に従業員を派遣した場合</p>	<p>技術研修等派遣助成金</p> <p>○1人につき5万円</p> <p>○限度額 10 万円</p>
	<p>○商工業者が、高度化事業を行うために市長が指定する融資機関から資金を借り入れた場合</p>	<p>利子補給金</p> <p>○交付額</p> <p>1月1日から12月31日までの期間における毎日の最高融資残高の総和を当該期間中の日数で除して得た額の2%</p> <p>○助成期間 3年間</p>
	<p>○中小企業者が中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約を中小企業事業団と締結し、その掛金を納付した場合</p>	<p>倒産防止対策事業助成金</p> <p>○掛金の20%相当額(1年間限り)</p> <p>○限度額 9万6千円</p>
	<p>○商工業者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、操業開始後1年以内に新規雇用従業員を雇用した場合</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 新規雇用従業員数</p> <p>製造業 10人以上</p> <p>その他5人以上</p> <p>(3) 雇用後、1年以上の継続雇用</p>	<p>雇用促進助成金</p> <p>○1人当たり 50 万円</p> <p>○限度額 1,000 万円</p> <p>ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない</p>
	<p>○中小企業者が新規雇用従業員を雇用した場合</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 雇用者数は、同時に5人以上</p> <p>(3) 雇用後、1年以上の継続雇用</p>	<p>雇用促進助成金</p> <p>○1人当たり 20 万円</p> <p>○限度額 300 万円</p> <p>ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない</p>

16206

富山県

滑川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種 (医薬品、電子デバイス、高度技術等を活用したもの づくり、クリエイティブ、情報通信技術、食料品・飲料 製造、物流関連産業) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引計 画の承認をうけた者(対象地域:富山県地域未来投 資促進計画で定める集積区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・ 一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する 場合 ※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総 務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事 業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富 山県知事の認定を受けること。	・特定業務施設における 常用雇用者 10 人(中小 企業者5人)以上 ・特定業務施設において 増加させる雇用者 10 人 (中小企業者5人)以上 ※①の場合増加させる雇 用者の過半数が東京23 区からの転勤者であるこ と。	課税免除 または 不均一課税	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の 認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の 用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査 工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、旧モデル比 で年平均1%以上向上すること。 【設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ・機械装置(160 万円以上/10 年以内) ・測定工具及び検査工具(30 万円以上/5 年以内) ・器具備品(30 万円以上/6 年以内) ・建物付属設備(60 万円以上/14 年以内)	—	課税免除	固定資産税	H30.6 ~ R3.3

<ul style="list-style-type: none"> ・構築物(120万円/14年以内) ・事業用家屋(取得価格の合計金額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの) 				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
滑川市工業振興条例	S48.10	<p>○指定地域内において以下の事業を行う企業者による工場の新增設</p> <p>製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報サービス関連産業(情報通信技術利用業並びに、通信業、情報サービス業及び、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配信業並びにコールセンター業。ただしソフトウェア業を除く)、上記に関連する研究事業、このほか成長産業分野の事業として市長が特に認めるもの、法人の管理支配に関する業務の全部又は一部を行う事業のうち、雇用効果が大きく地域経済の発展に資すると認められる事業所で市長が特に必要と認める者において行われる事業</p> <p>○公共施設(緑地、公園・遊園地、運動場、道路、用排水路、その他公共の用に供する施設)の整備</p>	環境等整備補助金
	H20.4改正		○公共施設の整備費は、工場の床面積に対して
	H23.4改正		1. 中小企業の工場
	H26.4改正		1㎡当たり3,600円
	H30.3改正		2. その他の工場
			1㎡当たり3,000円
			○公共施設整備経費×8/10
			○限度額2,000万円
		○既存工場の全面移転(市内の指定地域外から指定地域内への移設)	環境等整備補助金
		○移設に伴う公共施設(同上)の整備	○公共施設の整備費は、工場の床面積に対して
			1. 中小企業の工場
			1㎡当たり3,600円
			2. その他の工場
			1㎡当たり3,000円
			○公共施設整備費×1/2もしくは移転に要した経費×1/2のいずれか低い額
			○限度額1,000万円
		○乳幼児施設の整備(ただし、保育室、遊戯室、便所等を設置し、保育室及び遊	環境等整備補助金
			○建設費(改造費を含み、用地取得費は除く)の

	<p>教室の面積が乳幼児1人当たり5㎡以上、かつ専任の保育者の設置)</p>	<p>1/2 以内 ○限度額 1施設について 500 万円</p>													
	<p>○中小企業者で福利厚生施設の整備</p>	<p>利子補給 ○借り入れた資金(1,000 万円限度)の毎年度末借入残高に対して (1)共同施設 2.5% (2)単独施設 1.5% ○期間 5ヶ年度以内</p>													
	<p>○製造及び研究の事業を含む企業が指定地域内で工場を新設又は増設した場合 ①土地、家屋、償却資産(2,500 万超) ②新規雇用する従業員が3人以上</p>	<p>企業立地補助金 ○投下固定資産に係る固定資産税相当額 ○3年以内で限度額 5,000 万円</p>													
	<p>立地奨励事業 ○交付要件 富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること。 (1) 新設にかかる土地、家屋、償却資産及び構築物(以下「投下固定資産額」という。)が5億円以上(ただし、増設の場合は、15 億円以上)となること。 (2) 製造業にあつては、新規雇用する従業員が新設の場合は 20 人以上、増設の場合は 30 人以上となること。ただし、製造業以外にあつては、新規雇用する従業員が新設の場合は 10 人以上、増設の場合は 15 人以上となること。 (3) 市長が特に必要と認める場合にあつては、投下固定資産額が 50 億円以上又は新規雇用する従業員が60人以上となること。 (4) 市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては、投下固定資産額が 100 億円以上かつ新規雇用する従業員が 100 人以上となること。 (5) 富山県企業立地助成金交付要綱(以下この条において「県要綱」という。)に</p>	<p>○補助金の額 投下固定資産額の1/10又は2億円のいずれか低い額補助金の額は、次に掲げる投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる補助率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="938 1059 1401 1355"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>投下固定資産額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>100 億円以下</td> <td>100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>100 億円超</td> <td>100 分の 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造業以外</td> <td>100 億円以下</td> <td>100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>100 億円超</td> <td>100 分の 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造業以外であっても市長が特に必要と認める場合は、製造業の助成率を適用する。</p> <p>○限度額 (1) 製造業(製造業の助成率を適用する製造業以外のものを含む。)にあつては1工場等について2億円(ただし、市長が特に必要と認める場合にあつては5億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては 30 億円とする。)、製造業以外にあつては1工場等について1億円(ただし、市長が特に必要と認める場合にあつては2億5千万円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては 15 億円とする。)</p>	業種	投下固定資産額	補助率	製造業	100 億円以下	100 分の 10	100 億円超	100 分の 2	製造業以外	100 億円以下	100 分の 5	100 億円超	100 分の 1
業種	投下固定資産額	補助率													
製造業	100 億円以下	100 分の 10													
	100 億円超	100 分の 2													
製造業以外	100 億円以下	100 分の 5													
	100 億円超	100 分の 1													

	<p>規定する大規模増設の特例に該当する場合にあっては、投下固定資産額が 100 億円以上かつ新規雇用する従業員が 20 人以上 29 人以下となること。</p> <p>先端産業立地奨励事業</p> <p>○交付要件</p> <p>(1) 企業立地奨励事業に係る助成金の交付があること。</p> <p>(2) 情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野の事業であって、産業構造の高度化に資すると認められる業種のうち、市長が特に必要と認めるものであること。</p>	<p>(2) 県要綱に規定する大規模増設の特例に該当する場合、製造業にあっては、2億円を限度とする。ただし、製造業以外にあっては、1億円を限度とする。</p> <p>○通算限度額</p> <p>1工場敷地について、10 億円。(ただし、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合又は企業立地奨励事業に係る補助金と先端産業立地奨励事業に係る補助金が合わせて交付される場合にあっては 50 億円とする。)</p> <p>○補助金の額</p> <p>投資経費に 100 分の 10 を乗じて得た額</p> <p>○限度額</p> <p>1工場等について 10 億円</p>						
	<p>新成長産業研究施設立地奨励金</p> <p>○交付要件</p> <p>富山県新成長産業研究拠点強化助成金交付要綱の適用を受けていること。</p> <p>(1) 投下固定資産額の取得価格が1億円以上であること。</p> <p>(2) 研究開始後1年以内に研究の業務に専ら従事することとなる者(以下『研究者』という。)が5人以上であること。</p>	<p>○補助金の額</p> <table border="1" data-bbox="938 913 1417 1077"> <thead> <tr> <th>研究者数</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以上 15 人未満</td> <td>100 分の 7.5</td> </tr> <tr> <td>15 人以上</td> <td>100 分の 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>○限度額</p> <p>(1) 研究者数が5人以上 15 人未満の場合は 7,500 万円、15 人以上の場合は1億円。</p> <p>(2) 市長は、研究者数が 30 人以上であって、特に必要と認める場合にあっては、2億 5,000 万円を限度とすることができる。</p>	研究者数	補助率	5人以上 15 人未満	100 分の 7.5	15 人以上	100 分の 10
研究者数	補助率							
5人以上 15 人未満	100 分の 7.5							
15 人以上	100 分の 10							

16207

富山県

黒部市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
黒部市企業立地助成金交付要綱	H23.3	○製造業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者20人(増設の場合30人)以上 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が5億円(増設の場合15億円)以上	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/10 ○限度額:2億円
		○ソフトウェア業、情報サービス関連産業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者10人(増設の場合15人)以上 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が5億円(増設の場合15億円)以上	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/20 ○限度額:1億円
		○デザイン業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者5人以上	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/20 ○限度額:1億円

		<p>(4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が1億円以上</p>	
		<p>○製造業等の新規立地又は大規模投資で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(大規模投資の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者 60人以上 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置</p>	<p>工場環境整備事業 ○補助率: ①施設整備費×2/3 環境保全施設や消融雪装置の施設等の整備に要する費用 ②新規雇用者1人当たり 20 万円を乗じて得た額 ①②のうち低い額 ○限度額:6,000 万円</p>
		<p>○本社機能の県外からの移転で、 (1)市内で用地若しくは建物の取得又は賃借 (2)用地若しくは建物の取得又は賃借後3年以内に業務開始 (3)業務開始後1年以内に新規雇用者数 5人以上 (4) 地域振興上適当 (5)投下固定資産額が5千万円以上</p>	<p>本社機能施設等移転奨励事業 ○補助率: ①助成事業に要する経費×1/2 ②投資経費(投下固定資産額のうち用地および本社機能施設等の取得に要する経費)×1/20 ①②のうち低い額 ○限度額:5億円</p>
<p>黒部市物流業務施設立地助成金交付要綱</p>	<p>H23.3</p>	<p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、コンビニ業、卸売業、小売業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者 10人(増設の場合は 15 人)以上 (4)適正な公害防止措置 (5)地域振興上適当 (6)投下固定資産額が5億円(増設の場合15 億円)以上 (7)社会資本等又は卸売市場の周辺5kmの区域内 (8)物資の仕分及び荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円</p>	<p>○補助率:投下固定資産額×1/20 ○限度額:1 億円</p>

		滑化を図るための情報処理システム並びに物流加工の用に供する設備を有する施設	
黒部市商工業振興 条例	H19.3	○中小企業者及び新たに企業立地を行う者で、 (1)操業開始の3年前までに取得した投下固定資産の額が5,000万円以上 (2)操業開始から1年以内に新規雇用者が1人以上(石田企業団地及び新石田企業団地はこれに限らない)	固定資産税相当額助成 ○助成期間:操業開始から3年以内(石田企業団地及び新石田企業団地は5年以内) ○限度額:なし
		○中小企業者が新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究	助成金 ○補助率:研究用原材料費及び研究用器具費×1/3 ○限度額:200万円
		○中小企業団体その他市長が必要と認める者が共同で消費者の利便を確保するための共同施設の新設又は増設 (1)自動車駐車場(新設 200 m ² 以上又は駐車台数 10 台以上、増設 100 m ² 以上又は駐車台数 5 台以上) (2)自転車置場(新設 100 m ² 以上又は駐車台数 50 台以上、増設 50 m ² 以上又は駐車台数 25 台以上) (3)照明施設(新設 10 基以上、増設 5 基以上) (4)消融雪施設(新設 100m以上、増設 50m以上) (5)その他の共同施設の新設・増設	助成金 ○補助率:(1)～(4)工事費×1/2 (5) 工事費×1/3 ○限度額:(1)500万円 (2)～(4)300万円 (5)200万円
		○中小企業者が新製品の販路開拓するために本市区域外において開催する展示会	助成金 ○補助率:製品運搬料及び会場使用料×1/4 ○限度額:100万円
		○中小企業者が新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究 ○中小企業団体その他市長が必要と認める者が共同で消費者の利便を確保するための共同施設(駐車場、自転車置場、照明施設、消融雪施設、その他の共同施設)の	利子及び保証料助成金 ○助成期間:借入期間 10 年超の場合は5年以内、借入期間 10 年以下の場合は3年以内 ○補助率:新技術開発の研究、未利用資源活用の研究…1/3、共同施設の新設又

		<p>新設又は増設</p> <p>○中小企業者が事業の近代化のために行う設備の新設又は増設</p> <p>○中小企業者が工場等又は店舗等を新設、増設又は移設する場合の当該敷地となる土地の取得</p>	<p>は増設…1/2、近代化設備の新設又は増設…1/3、工場等又は店舗等の用地取得…1/4</p> <p>○限度額:借入金額の5%(助成金の総額)</p>
<p>黒部市中小企業融資保証料助成金及び利子補給金交付要綱</p>	H18.3	<p>市税を完納している者で、</p> <p>(1)市内に住所又は事業所を有する者</p> <p>(2)県設備投資促進資金、県創業支援資金、県特定地域産業活性化資金及び県商業・サービス業活性化資金にあつては、設備投資を市内で行う者</p>	<p>保証料助成金</p> <p>○県中小商工業小口事業資金保証料の1/2</p> <p>○県設備投資促進資金保証料全額</p> <p>○県中小企業経営安定資金(連鎖倒産防止枠に限る)保証料全額</p> <p>○県緊急経営改善資金(県中小商工業小口事業資金の借換えに限る)保証料の1/2</p> <p>○県創業支援資金(創業者枠に限る)保証料の全額</p> <p>○県小規模企業等経営支援短期資金保証料の1/2</p> <p>○県特定地域産業活性化資金(企業立地促進枠に限る)保証料の全額</p> <p>○県商業・サービス業活性化資金保証料の全額</p> <hr/> <p>利子補給金</p> <p>○県中小企業経営安定資金(連鎖倒産防止枠に限る)融資にかかる利子の1/2</p>

16209

富山県

小矢部市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000（ただし平成 34 年9月 28 日まで取得したものが対象、食料品・飲料製造関連産業に係るものにあつては、5,000） ②富山県企業立地促進計画に定める指定業種 ③当該新增設に対し富山県知事の企業立地計画の承認を受けた者（対象地域：富山県企業立地促進計画で定める集積区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①対象事業 富山県知事が認定した地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って本社機能等の整備を行う次の事業（新設・増設） 【移転型】 東京 23 区からの本社機能移転（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業） 【拡充型】 地方にある本社機能の拡充（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業） ③対象区域 富山県の地域再生計画（「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画）で定める地方活力向上地域（移転型及び拡充型の市内対象地域） ②対象資産・投下固定資産額 土地、建物、構築物、償却資産の取得価額 3,800 万円以上（中小企業者等 1,900 万円以上）	—	不均一課税 （3年間通常の税率ではなく次の軽減税率を適用） ※第1年度 →第2年度 →第3年度 【移転型】 0.14% →0.35% →0.7% 【拡充型】 0.14% →0.467% →0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
-----	------	--------	----

小矢部市商 工業振興条 例	H13.3	<p>○工場等(製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、成長産業分野の事業)の設置</p> <p>○本社機能施設等の市内移転</p> <p>○物流業務施設の設置</p> <p>○工場適地等の市長が指定する区域で、用地を取得又は小矢部フロンティアパーク用地を賃借し、3年以内に助成対象施設等(工場等、本社機能施設等、物流業務施設)を新設(以下「新設」という)、若しくは、既存敷地に工場等を新たに設置(以下「増設」という)した者で、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>①公害発生防止の適切な措置</p> <p>②地域振興上適当であること</p> <p>③投下固定資産額が新設は1億円以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は5千万円以上)、増設は10億円以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は5千万円以上)</p> <p>④操業開始後1年以内に新規雇用者工場等新設10人以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は3人以上)、増設20人以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は3人以上)</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>○工場等新增設に係る用地取得及び工場等取得に要する経費×5%</p> <p>(県助成制度が適用される場合は製造業10%、非製造業7.5%)</p> <p>※限度額</p> <p>1工場等につき1億円</p> <p>フロンティアパークにおいて市長が認める場合は、2.5億円</p> <p>(県助成制度が適用される場合で製造業の場合2億円、特に市長が認める場合5億円、特に大規模な場合等30億円、非製造業の場合は順に1.5億、2.5億、15億)</p> <p>○小矢部フロンティアパーク用地の賃借に要する経費×1/2(3年間)</p> <p>※限度額</p> <p>1千万円/年</p> <p>(県助成が適用される場合は3年間全額助成、限度額2千万円/年)</p>
		<p>本社機能施設等移転助成金</p> <p>○市外から市内への本社機能移転に伴う本社機能施設等の新增設に係る用地、建物、償却資産取得に要する経費×5%</p> <p>(県助成制度が適用される場合は10%)</p> <p>※限度額</p> <p>1本社機能施設等につき2.5億円</p> <p>(県助成制度が適用される場合は5億円、特に市長が認める場合は30億円)</p>	
		<p>物流業務施設立地助成金</p> <p>○物流業務施設新增設に係る用地、建物、償却資産取得に要する経費×5%</p> <p>(県助成制度が適用される場合は7.5%)</p> <p>※限度額</p> <p>1工場等につき1億円</p> <p>(県助成制度が適用される場合は1.5億円)</p>	
		<p>○助成対象施設等の新設又は増設に伴い施設等の環境整備を行う場合で、企業立地助成制度対象要件①～④に該当</p>	<p>環境整備補助金</p> <p>○環境整備に要する経費×25%(県助成制度が適用される場合、別途規定)</p>

	<p>○対象とする施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設、排水路等環境保全施設（公害防止施設を除く）、緑地、池等の環境施設 ・消融雪装置、除雪機械等の施設 ・ソーラーパネル等の新エネルギー設備 ・LED 街灯等の屋外に設置する省エネルギー設備 	<p>○限度額</p> <p>1助成対象施設等につき 500 万円 (県助成制度が適用される場合 1,000 万円)</p>
<p>○助成対象施設等の新設又は増設に伴い、操業開始後 1 年以内に 10 人以上を新規雇用した者</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者1人につき 20 万円</p> <p>○限度額</p> <p>1助成対象施設等につき 3,000 万円</p>	
<p>○助成対象施設等の新設又は増設で、助成対象施設の周辺環境の整備及び緑地その他の公共施設の整備が必要な場合で、企業立地助成制度対象物件①～④に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象施設等の設置者が資金協力を行う場合に限る <p>○対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、公園、集会場、運動場、道路、排水路、その他市長が認める施設 	<p>工場周辺環境整備事業市負担費用</p> <p>○助成対象施設等の新設</p> <p>床面積×1,800 円/㎡</p> <p>助成対象施設等の増設</p> <p>床面積×1,500 円/㎡</p> <p>○限度額</p> <p>新設 1助成対象施設等につき 2,000 万円 増設 1助成対象施設等につき 1,000 万円 (県助成制度が適用される場合は別途規定)</p>	
<p>○助成対象施設等の新設で、進入道路その他の公共施設の整備が必要な場合で、次の要件をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> ①助成対象施設等の設置者が資金協力を行う場合に限る ②公害発生防止の適切な措置 ③地域の振興上適当であること ④投下固定資産額が1億円以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は5千万円) ⑤操業開始後1年以内に新規雇用者工場等新設 10 人以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は3人以上) <p>○対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進入道路、専用排水路、その他市長が認める施設 	<p>立地基盤整備事業市負担費用</p> <p>○中小企業者</p> <p>床面積×1,800 円/㎡</p> <p>○中小企業者以外</p> <p>床面積×1,500 円/㎡</p> <p>○限度額</p> <p>1助成対象施設等につき工場周辺環境整備事業と併せて 3,000 万円 (県助成制度が適用される場合は別途規定)</p>	
	<p>※工場等</p>	

		<p>製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、成長産業分野として市長が特に認める事業の用に供する建物及び償却資産をいう</p> <p>※工場適地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法に規定する工場適地 ・都市計画法に規定する工業地域及び準工業地域 ・農村地域工業等導入促進法に規定する工業導入地区 ・企業立地促進法の規定する同意集積区域 ・県、市等の造成団地 ・土地利用計画上から適地で、市長が承認する場所 <p>※本社機能施設等</p> <p>調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかの部門の業務の用に直接供する建物(事務所、研究所)及び償却資産をいう</p> <p>※物流業務施設</p> <p>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業のほか、雇用効果が大きく、市経済の発展に資すると認められ、市長が特に必要と認める事業の用に直接供する建物(倉庫、配送センター、流通に伴う簡易な加工を行う事業場)及び償却資産をいう(物資の仕分け、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものに限る)</p>
--	--	---

16210

富山県

南砺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①家屋、構築物、土地の取得価格 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める対象分野 （医薬品関連産業・電子デバイス関連産業・ものづくり産業・クリエイティブ産業・情報通信技術関連産業・食料品、飲料製造関連産業・物流関連産業） ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型：東京 23 区から本社機能等を県内へ移転する場合 ②拡充型：県内にある企業が本社機能等（調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所）を強化・拡充する場合 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けていること ※減価償却資産の取得価格 3,800	—	①課税免除 ②不均一課税	固定資産税	3年間
①過疎地域（南砺市全域） ②製造業及び農林水産物等販売業用に供する機械、装置若しくは工場用の建物を新設、若しくは増設した者又は旅館業用の建物を新設、若しくは増設した者 ③減価償却資産の取得価格 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南砺市企業立地振興条例	H17.3 H21.3 改正 H22.12 改正 H24.3	◎製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業・小売業、こ	【企業立地奨励事業助成金】 〈新規立地〉 ○助成対象経費の 7.5% （ただし、県助成金の適用を受ける場合は 12.5% 製造業以外は 7.5%のまま） ○限度額 1億 5,000 万円

	<p>改正 H28.3</p> <p>改正 H29.6</p> <p>改正</p>	<p>のほかこれらに関連する成長産業分野の事業又は法人の管理支配に関する業務(本社機能)の全部若しくは一部を行う事業で市長が特に認めるものを営む工場等又は物流業務施設</p> <p>〈新規立地〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で新たに用地等を取得又は賃借する者で、用地等の取得後3年以内に操業を開始する者 ・投下固定資産額が 3,000 万円以上 <p>ただし、製造業以外又は山村地域等は 1,000 万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後1年以内に新規雇用従業員が3人以上 <p>ただし、製造業を営む大企業以外にあつては1人以上</p> <p>〈増設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存敷地内に新たな工場等又は物流業務施設を設置する者で、設置工事に着手した日から1年以内に操業を開始する者 ・投下固定資産額が 2,000 万円以上 <p>ただし、製造業以外又は山村地域等は 1,000 万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後1年以内に新規雇用従業員が2人以上 <p>ただし、製造業を営む大企業以外にあつては新規雇用の要件なし</p>	<p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 30 億円 製造業以外は 15 億円)</p> <p>〈増設〉</p> <p>○助成対象経費の5%</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 10% 製造業以外は5%のまま)</p> <p>○限度額1億円</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 30 億円 製造業以外は 15 億円)</p> <hr/> <p>【物流業務施設立地奨励事業助成金】</p> <p>〈新規立地〉</p> <p>○助成対象経費の 5%</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 7.5%)</p> <p>○限度額1億円</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は1億 5,000 万円)</p> <p>〈増設〉</p> <p>○助成対象経費の 2.5%</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 5%)</p> <p>○限度額 5,000 万円</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は1億円)</p> <hr/> <p>【工場環境等整備事業助成金】</p> <p>○次に掲げる施設の整備費</p> <p>(1)廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設(公害防止施設を除く)及び緑地、ため池等の環境施設</p> <p>(2)消融雪施設、除雪機械等地域の特殊性に対応するための施設、設備及び機器</p> <p>○助成額</p> <p>(1)助成対象経費の 2/3 又は新規雇用従業員数×20 万円のいずれか低い額</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合のみ)</p> <p>(2)助成対象経費の 1/3</p> <p>(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 2/3)</p> <p>○限度額</p> <p>(1)利子補給事業と併せて 6,000 万円</p> <p>(2)利子補給事業と併せて 300 万円</p>
--	---	--	---

			<p>【利子補給事業助成金】</p> <p>○次に掲げる施設等の整備に要する借入金に係る利子補給(用地取得費を除く)</p> <p>(1)ばい煙処理施設、排水処理施設</p> <p>(2)集会場、運動場、体育館、プール等従業員の福利厚生施設</p> <p>○助成対象経費の 1/3</p> <p>○限度額</p> <p>工場環境等整備事業と併せて 300 万円</p> <hr/> <p>【雇用創出事業助成金】</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者又は新たに市内に住所を有することとなった既雇用従業員1人につき 30 万円を乗じた額(ただし、新規雇用 10 人以上の場合は1人につき 50 万円)</p> <p>○限度額 2,500 万円</p> <hr/> <p>【公有財産活用奨励事業】</p> <p>○用地の取得に要する経費(ただし、特定企業の立地を前提に市が造成した用地は除く。)</p> <p>○助成内容</p> <p>(新規立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規従業員数1～3人 助成率 15%(限度額 3,000 万円) ・新規従業員数4～9人 助成率 20%(限度額 5,000 万円) ・新規従業員数 10 人以上 助成率 30%(限度額 7,000 万円) <p>(増設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規従業員数0～3人 助成率 10%(限度額 1,000 万円) ・新規従業員数4～9人 助成率 15%(限度額 3,000 万円) ・新規従業員数 10 人以上 助成率 20%(限度額 5,000 万円) <hr/> <p>【情報通信整備奨励事業助成金】</p> <p>○光ケーブル等高速通信回線の接続整備に直接要する引き込み工事費(工場等内の LAN 整備等に係る経費は除く)</p> <p>○助成対象経費の 1/2</p>
		<p>市内の工場等又は物流業務施設に整備する場合で、接続整備工事費が 50 万円以上(工場等の新規立地・増設が伴わない場合を含む)</p>	

			○限度額 200 万円
		<p>市外から市内に本社機能を移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で用地又は建物を取得すること ・用地の取得を伴う場合は用地取得後3年以内、伴わない場合は本社機能等の設備工事に着手した日から1年以内に業務を開始すること ・投下固定資産額が 5,000 万円以上 ・業務開始後1年以内に新規雇用従業員が5人以上 	<p>【本社機能施設等移転奨励事業助成金】</p> <p>○助成対象経費の5% (ただし、県助成金の適用を受ける場合は 10%)</p> <p>○限度額1億円 (ただし、県助成金の適用を受ける場合は 30 億円)</p>
		<p>市外から市内に本社機能を移転する場合であって、法人の本店移転登記を完了していること。</p>	<p>【本社立地奨励事業助成金】</p> <p>○助成額</p> <p>(1)本社機能に係る市内新規雇用従業員1人につき 30 万円を乗じた額</p> <p>(2)本社移転に伴う事務的経費(法人登記、印刷物等)の全額</p> <p>○限度額</p> <p>(1)1,500 万円</p> <p>(2)50 万円</p>

16211

富山県

射水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間															
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)																		
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める地域経済牽引事業(医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間															
①移転型:東京 23 区から本社機能等を県内へ移転する場合 ②拡充型:東京 23 区外以外に本社を置く企業が本社機能等(調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所)を強化・拡充する場合 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受ける必要有	当該本社機能等の従業員数が5人(中小企業は2人)以上増加	課税免除 又は 不均一課税	固定資産税	3年間															
中小事業者が一定期間内に販売された設備を新たに取得し、生産性の向上に資するものの指標(生産効率等)が年平均1%以上向上する場合 【対象】 <table border="1" data-bbox="159 1496 657 1823"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>取得価格</th> <th>販売開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160 万円以上</td> <td>10 年以内</td> </tr> <tr> <td>測定工具 検査工具</td> <td>30 万円以上</td> <td>5 年以内</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30 万円以上</td> <td>6 年以内</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備(注)</td> <td>60 万円以上</td> <td>14 年以内</td> </tr> </tbody> </table> 注:償却資産として課税されるものに限る。 ※先端設備等導入促進計画を作成し射水市長の認定を受け、工業会等から証明書を取得する必要有	設備	取得価格	販売開始時期	機械装置	160 万円以上	10 年以内	測定工具 検査工具	30 万円以上	5 年以内	器具備品	30 万円以上	6 年以内	建物附属設備(注)	60 万円以上	14 年以内	—	課税免除	固定資産税	3年間 (平成 30 ~令和 2 年度のみ)
設備	取得価格	販売開始時期																	
機械装置	160 万円以上	10 年以内																	
測定工具 検査工具	30 万円以上	5 年以内																	
器具備品	30 万円以上	6 年以内																	
建物附属設備(注)	60 万円以上	14 年以内																	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
射水市企業立地促進条例	H17.11	製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、物流業務施設、成長産業分野の事業として、市長が特に認めるもの	助成金
		○富山県企業立地助成金の適用を受けている場合	○投下固定資産額×10%以内 ※製造業以外は5%以内 ○限度額 2億円 ※製造業以外は1億円 (特認5億円、大規模特認 30 億円) ※製造業以外は特認 2.5 億円、大規模特認 15 億円
		○富山県企業立地助成金の適用を受けていない場合 特定地域において事業所等を新規に設置又は拡大するために、用地及び建物の取得する者 ○設備投資額 5,000 万円以上 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が10人以上(中小企業3人以上) ○新規投資の場合は用地取得後、3年以内に操業開始すること	○設備投資額×10%以内(土地を除く) ※製造業以外は5%以内 ○限度額 1億円 ※製造業以外は限度額5千万円
		特定地域において事業所等が新規に設置又は拡大する者 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が10人以上(中小企業3人以上)	○市内に住所を有する新規雇用従業員数1人当たり 50 万円 ○限度額 1,000 万円
		○富山県企業立地助成金の適用を受けていない場合 特定地域以外において事業所等を新規に設置又は拡大するために、用地及び建物の取得する者 ○投下固定資産額 5,000 万円以上 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が10人以上(中小企業3人以上) ○新規投資の場合は用地取得後、3年以内に操業開始すること	○投下固定資産額×10%以内 ※製造業以外は5%以内 ○限度額 5,000 万円 ※製造業以外は 2,500 万円
		特定地域以外において事業所等が新規に設置又は拡大する者 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が10人以上(中小企業3人以上)	○市内に住所を有する新規雇用従業員数が1人当たり 50 万円 ○限度額 1,000 万円

16321

富山県

舟橋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
②富山県地域未来投資促進計画に定める対象業種（医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、高度技術等を活用したものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業）				
③当該新增設に対し富山県知事の同意基本計画の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画）				

16322

富山県

上市町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める地域経済牽引事業(医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来促進計画で定める促進区域)		課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく、「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画の承認を受けた事業者がその承認された計画に基づき、新設又は増設する家屋、構築物、土地の取得価額。(対象区域:富山県全域) ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること		不均一課税 (軽減)	固定資産税	(本社機能等移転) (上記以外拡充型) 初年度 0.14% 2年目 0.467% 3年目 0.933%
町から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、旧モデル比で年平均1%以上向上すること。 【設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物付属設備(60万円以上/14年以内) ・構築物(120万以上/14年以内) ・事業用家屋(取得価格合計 300 万以上の先端設備とともに導入された新築家屋)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上市町商工業振興 条例	S58.10	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得後3年以内に操業 ・操業開始後1年以内に新規雇用 20 人以上 <p>(町長が認める特認産業は新規雇用者 5人以上)</p>	<p>企業立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所、本社機能(移転・機能強化)の用地取得及び設備投資×10/100 ○助成額 100 万円以上～1 億円以内(但し、県助成金の適用を受ける場合は、2億円以内) <p>(借地の場合は、操業開始の日から3か年間、年間借地料×10/100、限度額 年 100 万円以内)</p>
		<p>増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取得(借地も含む)した面積が 3,000 m²以上又は町内にある既存の工場等敷地内に新たに工場等を設置(更新、改造、取替及び補修等を除く。)すること ・操業開始後1年以内に新規雇用 10 人以上 <p>(町長が認める特認産業は新規雇用者 5人以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所、本社機能(移転・機能強化)の用地取得及び設備投資×5/100 ○助成額 100 万円以上～2,000 万円以内 <p>(但し、県助成金の適用を受ける場合は、2 億円以内)</p> <p>(借地の場合は、操業開始の日から3か年間、年間借地料×5/100、限度額 年 100 万円以内)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者 ○環境保全施設及び緑地等の整備 	<p>環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設整備費×10/100 ○限度額 100 万円
		<p>①新設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)用地取得後3年以内に操業 (2)新規雇用者 20 人以上 (3)投資額 5,000 万円以上 	<p>周辺環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場床面積1m²当り 3,000 円～3,600 円 ○限度額 500 万円
		<p>②①以外の新設又は増設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)投資額 3,000 万円以上 	<p>周辺環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場床面積1m²当り 2,000 円～2,400 円 ○限度額 300 万円
		<p>③集団化、共同化、共同施設設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)投資額 5,000 万円以上 (2)従業員 15 人以上 	<p>周辺環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資額×2/100 ○限度額 500 万円

		○町内に工場等を有する企業	ISO認証取得助成金 ○中小企業 30万円 ○その他 15万円 (但し、認証取得後6カ月以内に申請)
--	--	---------------	---

16323

富山県

立山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
○地域未来投資促進法 ①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円（ただし土地は1年以内に建物工事を着工した場合のみ該当、食料品・飲料製造関連産業に係るものにあつては5,000 万円） ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種（(1)医薬品関連産業(2)電子デバイス関連産業(3)高度技術等を活用したものづくり産業(4)クリエイティブ産業(5)情報通信技術関連産業(6)食料品・飲料製造関連産業(7)物流関連産業） ③当該新增設に対し地域経済牽引事業計画の富山県知事の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域）		課税免除	固定資産税	3年間
○地域再生法 ①地域活力向上地域に立地 ②地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であり、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価格の合計額が3,800 万円以上（中小企業者及び中小連結法人においては1,900 万円）のものを新設し、又は増設した者について当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率は以下の通りの税率となる。 ・地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（課税免除） ・地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業（初年度0.14%、初年度の翌年度0.467%、初年度の翌々年度0.933%）		課税免除、不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
立山町工業振興条例	S60.9 H13.4 改正 H20.4 改正	○企業立地奨励助成 対象業種：製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理サービス業、情報提供サービス業 （新設の場合） ①用地取得面積 3,000 m ² 以上	助成金 ○投下固定資産額の5%（県立地奨励金の基準に該当する場合は10%（県5%、町5%）） ○限度額 1億円（製造業以外は

<p>H21. 4 改正 施行規則は H24. 6 改正 H27. 7. 1 改正 H28. 6. 1 改正 H30. 4. 1 改正 H30. 6. 1 改正 R1. 6. 1 改正</p>	<p>②用地取得から3年以内に操業開始</p> <p>③投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は1億円以上)</p> <p>④操業開始1年以内に新規雇用者 10 名以上(製造業以外は5名以上)</p>	<p>5,000 万円)(県立地奨励金の基準に該当する場合は2億円)(製造業以外は1億円)</p> <p>○新規雇用従業員に新たに県外から転入する従業員が含まれる場合は、当該従業員1人につき、1.5 人(増設の場合は、2人)として算定する</p>	
	<p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は5億円以上)</p> <p>③操業開始1年以内に新規雇用者 10 名以上(製造業以外は5名以上)</p>	<p>○工場環境整備助成</p> <p>町内で工場等を新設又は増設し、次の要件全てに該当する場合</p> <p>①新規立地又は大規模投資</p> <p>②敷地内の環境整備</p> <p>③公害発生の防止措置</p> <p>④地域の振興上適当であること</p>	<p>助成金</p> <p>○次にあげる施設等を整備に要する経費に対し助成</p> <p>①環境保全施設及び環境施設</p> <p>②地域の特殊性に対するための施設、設備及び機械</p> <p>○限度額 300 万円</p>
	<p>○ISO 認証取得助成</p> <p>対象者:町内に工場等を有する中小企業者</p>	<p>助成金</p> <p>○ISO14001 の認証取得に要した経費に対し助成</p> <p>○限度額 30 万円</p> <p>(申請期日は、認証取得後6ヶ月以内)</p>	
	<p>○従業員転入促進奨励助成(新設の場合)</p> <p>①用地取得面積 3,000 m²以上</p> <p>②用地取得から3年以内に操業開始</p> <p>③投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は1億円以上)</p> <p>④操業開始前後6箇月以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(増設の場合)</p> <p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は5億円以上)</p>	<p>助成金</p> <p>○1企業に対し転入した従業員1人につき 10 万円を乗じて得た額とする。</p>	

		<p>③操業開始前後6箇月以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p>	
		<p>○従業員転入応援奨励助成 (新設の場合)</p> <p>①用地取得面積 3,000 m²以上</p> <p>②用地取得から3年以内に操業開始</p> <p>③投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は1億円以上)</p> <p>④操業開始前後6箇月以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(増設の場合)</p> <p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額 5,000 万円以上(製造業は5億円以上)</p> <p>③操業開始前後6箇月以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p>	<p>○助成金</p> <p>転入した従業員1人につき20万円を乗じて獲た額とする。</p>

16342

富山県

入善町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
<p>①土地、建物、構築物の取得価額 10,000(一部業種については 5,000)</p> <p>②富山県地域未来投資促進計画に定める対象分野 (1)医薬品関連産業、(2)電子デバイス関連産業、 (3)ものづくり産業、(4)クリエイティブ産業 (5)情報通信技術関連産業、(6)食料品・飲料製造業 関連(7)物流関連産業</p> <p>③当該新增設に対し、「富山県地域未来投資促進計画」に基づき、「地域経済牽引事業計画」を工事着手・設備取得前に作成し、知事承認を受けるとともに、国において「事業の先進性」の確認を受けることが必要。</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>①移転型:東京23区から地方へ本社機能等(全部・一部)を移転する場合</p> <p>②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合</p> <p>※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。</p> <p>※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。</p>	<p>・特定業務施設における常用雇用者5人(中小企業者2人)以上</p> <p>・特定業務施設において増加させる雇用者5人(中小企業者2人)以上</p> <p>※①の場合増加させる雇用者の過半数が東京23区からの転勤者であること。又は、初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では、1/4以上で可。</p>	固定資産税	①課税免除(移転型) ②不均一課税(拡充型)	3年間
<p>町から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。</p> <p>①労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p>②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等</p>	—	課税免除	固定資産税	H30.6～ (R5.3 予定)

<p>の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、事業用家屋、構築物を導入すること。</p> <p>③導入する以下のいずれかの設備が、旧モデル比で年平均1%以上向上すること。</p> <p>【設備の種類(最低取得価格/販売開始時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物付属設備(60万円以上/14年以内) ・構築物(120万円以上/14年以内) ・事業用家屋(取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの) 				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
入善町商工業振興条例	S63.4	○工場等、民間研究所の新設又は増設により取得した固定資産	固定資産税額助成金
	H16.4	・用地取得から3年以内に操業(増設は工事着手から1年以内)し操業1年以内の雇用者が10人以上	○固定資産税額
	改正 H19.4		○限度額 年額500万円(3年間)
	改正 H21.4	○工場等を新規立地あるいは増設した企業	企業立地奨励助成金
	改正 H22.10	・投下固定資産額が5,000万円以上(増設は3億円以上)	○投下固定資産額の5%(ただし、県助成金の適用を受ける場合は10%、(製造業以外は5%))
	改正 H25.4	・用地取得から3年以内に操業(増設は工事着手から1年以内)	○限度額 2億円(製造業以外は1億円)
	改正 H28.4	・製造業10人以上の新規雇用その他5人以上(深層水事業1名以上の新規雇用)	(60名以上の雇用 5億円(製造業以外は2.5億円))
	改正	○本社機能施設等を移転した企業	(特認30億円(製造業以外は15億円)、先端産業枠10億円)
		・投下固定資産額が5,000万円以上	○借地料については40%限度(海洋深層水関連企業は50%限度)300万円(3年間)
		・新規雇用者が5人以上	本社機能施設移転奨励助成金
			○投下固定資産額の10%
			○限度額 5億円
			(特認30億円)

		<p>○民間研究所を新規立地あるいは増設した研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が 5,000 万円以上 ・用地取得から3年以内に研究開始(増設の場合は工事着手から1年以内) ・研究開始から1年以内に5人以上雇用 	<p>民間研究所立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の5%以下 ○限度額 500 万円 ○借地料については 40%限度 150 万円(3年間)
		<p>○新規立地又は大規模投資の工場等、民間研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規立地で操業1年以内の雇用者が 30 人以上 ・大規模投資は 60 人以上で企業等が廃棄物処理、排水路等、消融雪装置などの環境施設整備を行った場合 	<p>環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業は、次のいずれか低い額 ・施設整備費の 2/3 ・新規雇用者×20 万円 ・限度額 6,000 万円 ○民間研究所は ・施設整備費の 1/2 ・新規雇用者×20 万円 ・限度額 3,000 万円
入善町雇用創出企業立地助成金交付要綱	H21. 4	<p>雇用促進助成</p> <p>①製造業、②ソフトウェア業、③情報処理サービス業、④情報提供サービス業、⑤インターネット付随サービス業、⑥デザイン業、⑦自然科学研究所、⑧成長産業分野</p> <p>要件</p> <p>(1) 新設又は増設後1年以内に操業開始</p> <p>(2) 製造業は操業開始後1年以内に新規雇用者 10 人以上(その他5人以上)</p> <p>(3) 投下固定資産額1億円以上(増設 20 億円以上)</p>	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規雇用者の内、町内に住所を有する人数×20 万円 ○限度額 1,000 万円
入善町中小企業設備投資推進事業補助金交付要綱	H25. 4 H26. 3	<p>設備投資促進助成</p> <p>中小企業基本法第2条第1項に規定する製造業、または、町内で新たに製造業の操業を開始する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2,500 万円以上の費用を投資して、製造業の用に直接供する土地、家屋、建物附属設備、構築物、機械及び装置を取得した中小企業 ○設備等を取得し、操業開始後1年以内に新規雇用者を雇い入れた中小企業 	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備等の取得に要する経費 ・投下固定資産額の5% ・限度額 5,000 万円 ○新規雇用者 ・町内に住所を有する人数×20 万円
入善町大企業生産拠点設備投資促進事業補助金交付要綱	H30. 4	<p>設備投資促進助成</p> <p>大企業(資本金3億円超かつ従業員数 300 名超)で、製造業を営んでいる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10億円以上の費用を投資して、製造業の用に直接供する土地、家屋、建物附属設備、構築物、機械及び装置を取得した大企業 	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備等の取得に要する経費 ・投下固定資産額の 1.5% ・限度額 2,000 万円

16343

富山県

朝日町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)			
<p>【朝日町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例】</p> <p>①土地、家屋、構築物の取得価格 10,000 (一部業種については 5,000)</p> <p>②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品、電子デバイス、高度技術等活用ものづくり、クリエイティブ、情報通信技術、食料品・飲料製造、物流関連)</p> <p>③当該新增設に対し計画の富山県知事の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める集積区域)</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>【朝日町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例】</p> <p>①機械、装置、建物、付属設備に取得価格 2,700</p> <p>②製造業、農林水産物等販売業、旅館業</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>【朝日町地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例】</p> <p>①土地、建物、構築物、機械装置の合計取得額 3,800(中小企業は1,900)</p> <p>②地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること</p>	—	<p>移転型(東京23区からの移転)</p> <p>課税免除</p> <p>拡充型(移転型以外)</p> <p>下記税率免除</p> <p>1年目:0.14%</p> <p>2年目:0.467%</p> <p>3年目:0.933%</p>	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容

朝日町企業立 地奨励事業補 助金交付要綱	H25.10.1	(新設の場合) ①新規用地取得 ②新規雇用 製造業については町内に住所を有する者 が5人以上 ③投下固定資産額が3,000万円以上 (増設の場合) ①新規雇用 新設の場合と同様 ②投下固定資産額が2億円以上	企業立地奨励事業 ○補助対象経費 用地・建物・設備の取得額(ただし、事業に直 接供するものに限る) ○補助金額 投下固定資産額の10%(製造業) ※製造業以外は5% ○限度額 1億円 (ただし、県助成要綱の適用を受ける場合は 30億円)
		(新設の場合) ①山村地域内における中小企業(みなし大 企業を除く) ②投下固定資産額が1,000万以上 ③新規雇用 (増設の場合) 新設の場合と同様	山村地域企業立地奨励事業 ○補助対象経費 用地・建物・設備の取得額(ただし、事業に直 接供するものに限る) ○補助金額 投下固定資産額の10%(製造業、ソフトウェア 業、デザイン業) ※上記以外は5% ○限度額 1,000万円
		※「企業立地奨励事業」と同様	工場環境整備事業 ○補助対象経費 ①廃棄物処理施設、排水路等環境保全施設 (公害防止施設を除く)、池等の環境施設 ②消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に 対応するための施設、設備、危機 ○補助金額 補助対象経費の1/3又は新規雇用従業員1 人につき10万円のいずれか低い額(ただし、 県助成要綱の適用を受ける場合は補助対象 経費の2/3又は新規雇用従業員1人につき 20万円のいずれか低い額) ○限度額 3,000万円(ただし、県助成要綱の 適用を受ける場合は6,000万円)
		※「企業立地奨励事業」と同様	雇用創出奨励事業 ○補助金額 新規雇用従業員のうち町内に住所を有する者 1人につき25万円 ○限度額 2,000万円

		<p>※「企業立地奨励事業」と同様</p>	<p>固定資産税補助事業</p> <p>○補助対象経費 用地等取得補助事業の補助対象にかかる固定資産額</p> <p>○補助金額 固定資産税相当額×3年間</p> <p>○限度額 年間 500 万円</p>
		<p>※「企業立地奨励事業」と同様</p>	<p>借地料補助事業</p> <p>○補助金額 借地料の 40%×3年間</p> <p>○限度額 3年間で 300 万円</p>
		<p>①本社機能を県外から移転</p> <p>②新規立地または増設</p> <p>③投下固定資産額 5,000 万円以上</p> <p>④新規雇用 5人以上</p>	<p>本社機能施設等移転奨励事業</p> <p>○補助対象経費 用地・建物・設備の取得額(ただし、事業に直接供するものに限る)</p> <p>○補助金額 投下固定資産額の 10%</p> <p>○限度額 5億円</p>